

觀音寺市公共下水道処理施設維持管理業務

特記仕様書

觀音寺市

(目的)

第1条 この特記仕様書は、観音寺市公共下水道処理施設維持管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(施設設計概要)

第2条 仕様書第26条にかかる浄化センター等の施設の設計概要は次のとおりである。法的規準が設定されている数値については、基準値を遵守すること。努力目標基準値については、大幅に超越した場合には、推定される理由書等を提出すること。

- (1) 流入方式 : 分流式（一部合流）
 - (2) 水処理方式 : 標準活性汚泥法
 - (3) 現有能力 : 13,000 m³/日（認可書）
 - (4) 汚泥処理方式
 - 濃縮方式 : 重力濃縮
 - 消化方式 : ガス攪拌（無加温）
 - 脱水方式 : スクリュープレス脱水
 - (5) 放流先 : 瀬戸内海（燐灘）
 - (6) その他の施設
 - 観音寺第1ポンプ場 : 合流式ポンプ場（汚水電動ポンプ3台・雨水エンジンポンプ4台）
 - 観音寺第2ポンプ場 : 雨水排水ポンプ場（電動ポンプ1台・エンジンポンプ2台）
 - 南部ポンプ場 : 雨水排水場（電動ポンプ2台・エンジンポンプ2台）
 - 一の谷川水門 : 潮の干満による水門（1門）
 - マンホールポンプ : 3カ所
 - 瀬戸町排水ポンプ場 : 雨水排水
- （なお、設備及び機器の詳細は別紙主要機器に明記）

(過去の実績)

第3条 対象施設の実績は次のとおりとする。

◆流入水量・総電力量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
観音寺市下水浄化センター	7,129m ³ /日	7,608m ³ /日	6,799m ³ /日
観音寺第1ポンプ場	4,868m ³ /日	5,325m ³ /日	4,339m ³ /日
観音寺第2ポンプ場	1,597m ³ /日	2,500m ³ /日	1,412m ³ /日
南部ポンプ場	3,470m ³ /日	3,660m ³ /日	2,983m ³ /日
瀬戸町排水ポンプ場	5,526kwh/年	5,629kwh/年	5,471kwh/年

◆流入水質

項目	BOD (mg/L)		SS (mg/L)	
	平均	最大	平均	最大
令和5年度	130.2	152.7	81.9	116.0
令和6年度	115.9	175.5	68.9	129.0
令和7年度	119.7	158.0	65.4	84.3

(有資格者)

第4条 仕様書第11条に定める有資格者は、次のとおりである。

- ① 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に基づく下水道維持管理資格者
- ② 下水道第3種技術検定合格者（認定試験含む）
- ③ 第3種電気主任技術者
- ④ 第1種電気工事士
- ⑤ 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
- ⑥ 玉掛け技能講習修了者
- ⑦ ガス溶接技能講習修了者
- ⑧ アーク溶接特別教育終了者
- ⑨ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- ⑩ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ⑪ 水質分析・検査業務経験（下水）3年以上
- ⑫ クレーン・デリック運転士(床上運転式クレーン限定)
- ⑬ その他業務に必要な資格等

(貸与類の台帳)

第5条 貸与品についての台帳は、その内容が把握できるようにすること。

- (1) 貸与品目、数量
- (2) 貸与品の破損・故障報告

(運転業務)

第6条 乙は、観音寺市下水浄化センター及び観音寺第1ポンプ場の中央監視室に各種機器の性能を十分理解した者を各1名以上配置すること。

- 2 中央監視業務に従事する者は、下水道終末処理場勤務経験が1年以上のものとする。